

匝瑳市農村滞在型余暇活動機能整備計画書

平成28年10月

千葉県匝瑳市

目 次

第 1	基本的な考え方	1
第 2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	1
1	整備地区の区域	1
2	整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針	1
(1)	地区の現況	1
ア	土地利用の現況	1
イ	農業の現況	1
ウ	都市農村交流及び体験・観光施設等の現況	2
(2)	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針	3
3	農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項	4
(1)	整備地区の土地利用の基本的な方針	4
(2)	土地利用の方針	4
ア	良好な農村の景観の維持・形成	4
イ	農作業体験の場を設定するための農用地等の保全、利用	5
(3)	土地利用に関する協定の活用	5
4	農作業体験施設等の整備に関する事項	5
5	その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	5
第 3	その他必要な事項	6
1	普及宣伝活動の推進	6
2	都市側との提携交流の推進	6
3	近隣市町村との連携活動の推進	6
4	観光・食育・生涯学習との連携・一体的推進	6

第1 基本的な考え方

本市における農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農林業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然・伝統文化や、多様な農林業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動及び山村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域の農林漁業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

匝瑳市全域を整備区域とする。

当整備地区は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から約70キロメートル圏内、県都千葉市から約40キロメートル、成田空港からは約20キロメートルの地点に位置している。

東は旭市、西は山武郡横芝光町、北は香取市及び香取郡多古町に接し、南は太平洋に面している。市の北部は、下総台地の緩やかな丘陵地帯で、谷津田が入り組んだ複雑な地形を成し、里山の自然が多く残されている。東部は干潟八万石の水田、南部には植木畑が広がる田園地帯となっており、南端には九十九里海岸が続いている。市の中心部には、JR 総武本線と国道126号が丘陵部と平野部を分けるように東西に走り、沿線には市街地が形成されている。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本市における土地利用については、農用地と山林で65%を占めている。固定資産概要調書によると、平成22年から平成27年にかけて土地の構成比に変化はない。

単位：ha

田	畑	山林 ・原野	宅地	雑種地	池沼	その他	合計
3,507.5	2,145.6	1,104.2	1,059.3	310.1	5.2	2,020.1	10,152

固定資産概要調書

イ 農業の現況

本市の農業は、土地利用型及び集約型農業が行われている。

また、水稻を中心として、ピーマン（特産品の赤ピーマンを含む）・トマト・いちご

などの施設野菜、ねぎなどの露地野菜、酪農・養豚、植木産業など、多種多様な営農が展開されている。

特に、植木に関しては日本有数の産地である。植木の平成18年農業租生産額は約22億円であり、これは市全体の農業租生産額約140億円の15.7%を占めている。加えて、伝統樹芸技術を継承した植木職人が数多く活躍しており、生産販売額日本一を誇る千葉県の植木産業を支えている。現在では国内のみならず、海外に販路を開拓するなど、国内外から評価を得ている。

しかし、市の農業全体の状況を見ると、農産物価格の低迷等から農業所得が伸び悩んでいる。また、担い手の減少も大きな課題であり、農林業センサスによると平成22年には1,958戸あった本市の販売農家数は、平成27年には1,463戸と495戸(25.3%)減少している。

現在は、平成13年にオープンした都市と農村総合交流ターミナルである「ふれあいパーク八日市場」及び観光物産交流の拠点として平成28年にオープンした「そうさ観光物産センター^{めぐ}匝りの里」を核として、市内の農水産物・植木生産情報及び観光交流に関する情報発信の機能強化を行っている。

併せて、地元製品のブランドを確立すべく、低農薬・有機肥料栽培のブランド米「匝瑳の舞」や、脈々と承継されてきた伝統技能の結晶でもある「匝瑳の植木」など、良質な特産品を軸にした農畜産物の知名度アップ及び高付加価値化による販売拡大を図っている。

こうした取組みを加速させるべく、平成27年からは優れた市内特産品を募集・認定するブランド化事業「匝瑳の逸品」を展開するなどして、市内外に対する情報発信やブランド化に力を入れている。

農家数(戸)				経営耕地面積(ha)				主要作目(ha)			
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	計	水稻	落花生	ねぎ	かんしょ
370	291	802	1,463	2,672	760	51	3,483	2,840	124	39	35

(2015年農林業センサス、平成26年農林水産関係市町村別統計、平成18年作況調査)

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本市で行われている都市農村交流事業としては、「ふれあいパーク八日市場」における自社農園での落花生等の作付けや収穫体験や、「そうさの米研究会」による米作り体験を通じた交流事業、「アルカディアの会」による自然や他者と触れ合う農業体験や里山の手入れ、「みやもと山」による大豆の種まきから草取り、収穫、脱穀、味噌作りまでを体験できる農業体験・食育体験等が例として挙げられる。

本市におけるこうした事業は、小規模かつ少数であるものの、地域における環境・文化・人材を観光資源化する手法として注目されているほか、実施者と参加者の間に

地域や属性を越えた交流を創出し、相互に刺激と成長をもたらす機会として期待されている。

また、本市には国指定の重要文化財である講堂や総門、鐘楼、鼓楼を持ち、境内全体が県指定史跡とされた飯高檀林跡などの文化施設、ふれあいパーク八日市場などの交流施設、市民農園など体験農園、八重垣神社祇園祭をはじめとする多くの祭り、マリンスポーツが盛んな九十九里浜等、豊かな自然と歴史に基づく観光資源がある。

こうした観光資源の活用のために、飯高檀林等観光ガイド事業の実施や、観光ガイドブックの作成等を通じて観光資源の掘り起こしを行い、情報発信や観光コンテンツの充実、交流人口の拡大を推進している。

特に、本市はその難読地名を逆手にとったプロモーションを積極的に行っており、同じく難読市名である兵庫県宍粟市との地域交流を平成24年から実施しており、両市長が民放TVで共演して対外啓発を行うなど、相乗効果を狙ったマーケティング戦略を展開している。

しかし、こうした努力を続けているものの、毎年の入込客は年間100万人前後を推移しており、更なる観光資源の発掘とコンテンツの作成が課題である。

体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光・文化施設	宿泊施設	その他
市民農園 2ヶ所 0.5578 ha	農産物直売所 4ヶ所 農作業体験施設 4ヶ所	市民体育館 3ヶ所 運動公園 3ヶ所 野球場 4ヶ所 庭球場 1ヶ所 キャンプ場 2ヶ所 デイキャンプ場 1ヶ所	そうさ観光物産センター「匣りの里」 松山庭園美術館 飯高寺 講堂・総門・鐘楼・鼓楼（国指定重要文化財） 福善寺 仏画* （県指定有形文化財） 長徳寺 仏画* （国指定有形文化財） 下出羽コミュニティセンター 木造釈迦涅槃像* （県指定有形文化財） ハリストス須賀正教会絵画 （県指定有形文化財）	ビジネスホテル 1軒 民宿 7軒 旅館 3軒	鶴泉堂 （国指定登録有形文化財） 新井時計店 （国指定登録有形文化財） 坂本総本店 （国指定登録有形文化財） 黄門桜 （市指定天然記念物） 安久山の大シイの木 （市指定天然記念物） 木積の藤箕製作技術 （国指定重要無形民俗文化財）

*は通常時拝観不可

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

本市の農業生産活動や、賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して、特産である米・野菜・植木を中心とした農業体験や、農村文化・生活の体験等の余暇活動、食と農を通じた学びである食育の場を提供する。また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

そして、匝瑳市の持つ多面的な魅力や役割を発揮できるようにするため、匝瑳市で

の都市農村交流を「遊び・学び・育て」をテーマとするとともに、農村余暇活動に資するための機能の整備を、以下のように進めることとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の増進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域に賦存する自然・文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。
- ウ その整備が、農業生産の振興または農産加工品の開発・販売促進等地区の農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用及び施設用の整備を促進する。
- オ 地区住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の活用に配慮する。
- キ 農村滞在型余暇活動に係る施設整備の事業者とともに、地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営や、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する多面的な機能（農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場、等）が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について、地域の固有の農村景観に配慮しながら良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地においては、建物の色彩の統一や生垣の植栽等により、周囲の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、雑木林の保全・確保を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために、ため池の保全及び機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した水路の維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全、利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地等として、市民農園又は体験農園（以下「体験農用地」という。）を設ける。

(イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図り良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

地域住民の合意の下に農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図るため、整備地区において土地の利用に関する協定の活用を図る。

協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本市における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる「ふれあいパーク八日市場」「そうさ観光物産センター匝りの里」などの施設機能をさらに充実させるとともに、市民農園や体験農園、直売施設、加工体験施設の整備を進めるほか、地元農業者の協力を仰ぎ、密接な連携体制と体験内容の充実化を図る。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 市内の農業生産者や多様な関係者と協力し、誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。

(2) 農産物直売施設、宿泊施設等へ供給する農産物、食材について施設の運営者と生産者組織による利用・供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用・販売促進とその安全供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットを活用した情報発信や、マスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、他の都市側の自治体、消費者団体等との提携を進め、交流を促進する。

3 近隣市町村との連携活動の推進

他の近隣市町村と連携し、都市側への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報の交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 観光・食育・生涯学習との連携・一体的推進

体験交流事業は、観光・食育・生涯学習分野との相互の関連性が高いことから、分野横断的に連携を図り、一体的に推進する。

(参考)

附図

- 1 全体図
- 2 体験・観光施設等位置図